

# 学校いじめ防止基本方針

高崎健康福祉大学高崎高等学校

高崎健康福祉大学高崎高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

## 2 校内組織

本校は、「高崎健康福祉大学高崎高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

### 【構成員】

- (1) 委員長 校長
  - (2) 委員 副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任3名、生徒指導副部長3名  
養護教諭、スクールカウンセラー
- ※個々の事案に応じ、担任や部活動顧問を加えることもある。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取り組みを行う。

## 4 県及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに群馬県知事に報告する。

## 5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

## 6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という）が発生した場合は、速やかに群馬県知事に報告するとともに、学校の下に組織（「いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもある）を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにする。

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより、生徒が相当の期間(※1)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (※1)相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

## 7 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取り組み内容を定期的に点検し、改善に努める。

平成26年2月1日制定

1 学校の取組

		児童生徒への指導等	学校の具体的取組
1 いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。</li> <li>○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。</li> <li>○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。</li> <li>○道徳教育と人権教育を充実させる。</li> <li>○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○挨拶運動の実施(全校生徒が気持ちの良い朝を迎え充実した1日を過ごせるよう、担当教員・生徒会役員・学級委員長・各部部长・委員会委員長が当番制で毎日実施。)</li> <li>○毎日、朝のホームルームで校訓・日訓の唱和を行う。(校訓、感謝・奉仕・友愛、日訓、1.「はい」という素直な心 1.「すみません」という反省の心 1.「お陰様で」という謙虚な心 1.「私がします」という奉仕の心 1.「ありがとう」という感謝の心)</li> <li>○高崎駅東口ボランティア清掃の実施(全学年がクラス毎に活動できるよう年間予定を組み実施)</li> <li>○学校行事や委員会活動を活性化させて、明るく楽しい雰囲気をつくる。(生徒会が主体となり、いじめ防止活動を計画・実施する。)</li> <li>○「命の大切さを学ぶ教室」の実施および「命の大切さを学ぶ教室作文コンクール」への全校参加。(犯罪被害者遺族の講話から命の大切さを学ぶことを目的とし、群馬県警察本部および高崎警察署に依頼し、毎年、年間行事予定に組み込み全校行事として実施。)</li> <li>○皆勤指導の実施(全校を挙げて、欠席・遅刻・早退のないクラス作りに挑戦する。月間無欠席クラスは、全校朝礼の際、表彰し賞品を与える。月に3日以上欠席や遅刻、早退をした生徒には、学年で個別指導を行う。各学期2回以上の月末指導を受けた生徒には生徒指導部長が個別指導を行う。)</li> </ul>
2 いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める。</li> <li>○定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。</li> <li>○状況に応じ教室や部室等を巡回する。</li> <li>○スクールカウンセラーの活用を促す。</li> <li>○保健室、相談室及び電話相談窓口等の利用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年2回はいじめ意識調査アンケート実施。(5月・12月)</li> <li>○5月に生徒会役員と学級委員長で「いじめ防止会議」を行う。(実施したアンケート結果を基に「いじめ防止に向けたわたしたちができること」について考え、意見をまとめる。)</li> <li>○12月に「クラス別いじめ防止フォーラム」を実施。(いじめ問題について各クラスHRで話し合いを行い、学級としての課題、個人としての課題を明確にする。)</li> <li>○クラス毎の個人面談の実施。</li> <li>○いじめ防止に関するリーフレットの配付、ポスターの掲示</li> <li>○本校が委託しているネットパトロール会社により、定期的なネット上の書き込みの監視を行い、必要に応じて指導を行う。</li> </ul>
3 いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○いじめ対策委員会が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○保護者等と相談の上、医療機関を受診させる。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常駐するスクールカウンセラー及び養護教諭による心のケア(随時)。</li> <li>○問題行動特別指導後、担任及び学年が日々の細かな継続指導を行うとともに、半年間(1ヶ月ごとに計)回、生徒指導部長による面談指導を行う。生徒指導部長は指導内容を担任にフィードバックする。</li> <li>○重大事態への対応 重大事態が発生した場合は、速やかに群馬県知事に報告するとともに、学校の下に組織(「いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもある)を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにする。</li> <li>①事実関係を明確にするための調査の実施 ア)いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合: いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施 イ)いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合: 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取 ※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。 ②調査結果の提供及び報告 ア)いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係及びその他の必要な情報等を適切に提供する。 ※質問紙調査を実施する場合には、調査により得られたアンケートを、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。 イ)調査結果については、群馬県知事に報告する。 ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて提出する。</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○いじめ対策委員会が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽くぶつかったり、遊ぶふりをしていたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○いじめ対策委員会が中心となり事実関係を調査・確認した上で、必要に応じ書き込み内容等を保存する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> <li>○削除が必要な書き込み等が発生した場合には、本校が委託しているネットパトロール会社と連携し、本人および保護者に対し、助言やサポートを行う。</li> </ul>	
ネット上のいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、不適切な書き込み等を削除させる。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> <li>○削除が必要な書き込み等が発生した場合には、本校が委託しているネットパトロール会社と連携し、本人および保護者に対し、助言やサポートを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報モラル教室」(5月) (本校情報科教諭により、インターネットに潜む危険性や適切な使い方等について、全校生徒を対象とした講演会を行う。)</li> <li>○本校が委託しているネットパトロール会社により、定期的なネット上の書き込みの監視を行い、必要に応じて指導を行う。</li> </ul>	
その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。</li> <li>○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。</li> <li>○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年集会等での継続的な指導(学年主任や生徒指導部長等が、左記内容等について継続的に指導する。)</li> <li>○5月に生徒会役員と学級委員長で実施する「いじめ防止会議」、12月に各クラスHRで実施する「クラス別いじめ防止フォーラム」を利用し、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> </ul>	

2 家庭(PTA)、地域との連携

家庭(PTA)との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。</li> <li>○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。</li> <li>○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。</li> <li>○PTA総会やPTA人間探求講座など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒への積極的なあいさつや声かけを行っていたりいただくよう働きかける。</li> <li>○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> <li>○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。</li> <li>○地域の行事等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。</li> </ul>